小委員会交渉の概要

交渉日: 令和4年10月20日(木)16時45分

場 所:第一本庁舎内会議室

出席者:当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
給与改定交渉期	○整理した項目のうち、いくつかの課題に	○今回の給与改定交渉期における協議事項
における協議事	ついて、都側の考え方が述べられたので、	の整理を行いたい
項の整理につい	これに対する都労連の見解を表明	○協議事項のうち、いくつかの課題につい
て		て、考え方を表明
令和4年人事委	○例月給は4年ぶりの給料表引上げ改定、	○勧告の取扱いについて、例月給は4年ぶ
員会勧告等の概	一時金も3年ぶりの引上げ勧告となった	りの給料表の引上げ改定、特別給も3年
要について	ものの、全職員一律の大幅賃上げがある	ぶりの引上げを行う勧告であるが、緩や
	と期待していた職員を大きく裏切るもの	かな景気回復基調に基づく都内民間企業
	で、都労連や各単組の要請を拒否した不	の実態が反映されたものと認識
	当な勧告	○一方で、国際情勢が先行き不透明な状況
	○例月給について、初任層に重点を置き、	であることなどから、海外景気の下振れ
	若年層について引上げがあったものの、	が我が国の景気を下押しするリスクがあ
	再任用職員を含む給料表全体の改定が見	り、予断を許さない状況
	送られたことは、この間、賃金抑制を強	○人事委員会勧告は基本的に尊重すべきも
	いられ続けている中高齢層職員にとって	のと考えているが、その取扱いについて
	到底納得できない	は慎重に検討
	○行政職給料表(一)1級・2級について、	○行政職給料表(一) 1級・2級について
	これまでも、給与カーブのフラット化や	は、職責・能力・業績の給与への反映を
	号給カットなどは断固反対であることを	徹底する観点から、検討を進めていく必
	再三主張	要
	○上位級とのバランスを考慮するのであれ	○特別給について、引上げ分を全て勤勉手
	ば、上位級の昇給幅を是正すれば解決	当に配分するとしている点に関しては、
	○特別給について、引上げ分は勤勉手当に	民間の特別給における考課査定割合や国
	配分するとしたことにより、期末手当し	の勧告内容を考慮したものとしており、
	か支給されない会計年度任用職員の賃金	業績の反映度合いを更に高める必要があ
	が改善されないことを見過ごせない	るとの人事委員会の認識が示されている
	○不当な勧告の押し付けを許さず、全て	ものと考えている
	の職員の生活改善につながる平均	○特別給の支給月数については、都内民間
	21,000円以上の賃上げと、この後、	企業の賃金動向が反映されたものとはい
	単組討議を経て提出する年末一時金要求	え、昨年に引き続き国を0.15月上回
	の実現を強く要求	るとともに、現時点では全国で最も高い
		支給月数が勧告
		○今後、都民の理解と納得が得られるかと
		いった観点も考慮した上で、その取扱い
		について慎重に検討を進めつつ、皆さん
		と協議を実施

事項	組合主張	当局主張
昇給制度につい	○昇給について、今年度昇給の実施状況だ	○昇給について、本年の人事委員会勧告に
て	けをもって、制度運用が適切であるかど	おいても、業績のきめ細かな昇給への反
	うかの判断はできないはずで、都側の認	映の観点から、定年引上げの影響も含め
	識と評価は一方的なものであり、制度見	た任命権者における運用実態を分析し、
	直しありきの姿勢を改めるべき	適切な対応を検討していくと言及
	○下位以外の職員が納得できている状況な	○勤務成績に基づく令和4年度昇給の決定
	のかも含め、引き続き十分な検証を要求	状況によると、監督職層と一般職層を合
	○「公正・公平性」、「客観性」、「透明	わせて、99%以上の職員が中位以上に
	性」、「納得性」の確保を大前提とした	決定され、下位以下の割合は全体の1%
	抜本的な見直しが必要であり、賃金へ業	にも満たない状況である一方、下位以下
	績評価を更に反映することは、職員の意	の区分の通知を受けた職員のうち、9割
	欲を削ぎ、職場の協力・協働を阻害	超が「納得した」又は「概ね納得した」
		という状況
		○人事委員会の意見や、職責・能力・業績
		の適切かつきめ細やかな昇給への反映の
		観点から、下位区分の現状も踏まえ、定
		年引上げの影響も見据えた、あるべき昇
		給制度を検討
退職手当制度に	○国が既に支給水準の改定を行わない方針	○退職手当について、人事院による民間の
ついて	を示しているのを踏まえ、都においても、	退職金及び企業年金の調査結果や国の対
	退職手当の支給水準の引下げを行わない	応などを踏まえ、在職期間中の職責をよ
	ことを速やかに判断するよう要求	りきめ細かく反映する観点から、都独自
	○また、定年年齢の引上げに伴い、長期化	の見直しを行ってきたことから、今後、
	する勤務年数を反映した基本額の支給率	都の退職手当制度が国と相違する部分も
	の引上げと、早期割増制度の拡充による 退職手当の改善を要求	あることを考慮し、具体的な対応を検討
働き方改革につ	○テレワークは、柔軟で多様な働き方の選	○働き方改革について、都はこれまでも、
別さの以手にういて	状肢の一つとしていることに関しては、	テレワークの活用や時差勤務、フレック
	否定するものではないが、都民や児童、	スタイム制など、時間や場所に捉われな
	生徒に直接接し、チームワークにより仕	い柔軟で多様な働き方を推進
	事を進めている職場には馴染まず、働き	○テレワークについては、平成29年度よ
	方の選択肢となっていない	り、職員のライフ・ワーク・バランスの
	○交替制勤務職場、事業所や学校職場を含	推進に向け、柔軟で多様な働き方への見
	めた全ての職員のワーク・ライフ・バラ	直しに取り組む観点から試行を開始し、
	ンス推進につながる働き方改革を検討す	平成31年度から本格実施
	ることこそが重要	○その後、新型コロナウイルス感染症対応
	 ○テレワークの活用や時差出勤、フレック	として、人流抑制に寄与する観点から、
	スタイム制など働き方改革の一つ一つに	テレワーク実施に当たっての上限日数を
	ついて、十分な検証が必要	設定しないことなどの臨時的取扱いを実
	○職員のワーク・ライフ・バランスについ	施
	ては、本庁における一人当たりの平均超	○本年の人事委員会勧告においては、職場
	過勤務時間は4年連続の増加となり、ま	の状況や業務内容、職員の選択により職
	た上限として規則で定められている年間	場勤務とテレワークを組み合わせて職場
	360時間を大幅に超える超過勤務を行	ごとの最適な働き方を実現すべきことに

事項	組合主張	当局主張
働き方改革につ	っている職員も依然として存在している	加え、円滑なコミュニケーションの確保
いて (続き)	状況を人事委員会も指摘	や勤務実績の適切な把握等の課題を踏ま
	○テレワークをはじめ「都庁働き方改革」	え、常に運用の改善を図っていく必要が
	が、超過勤務時間削減や職員のワーク・	あることなどを言及
	ライフ・バランスにつながるものになっ	○今後、更に柔軟で多様な働き方に資する
	ているのか、実施状況を踏まえた労使に	テレワークの在り方を検討していく必要
	よる十分な検証・議論を行うべき	